

対象箇所	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票における 【相談主訴】欄全て	【相談主訴】欄	<p>【東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号】 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。</p>
指導経過記録票の一部	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	<p>【東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号】 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>【東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号】 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。</p>